

## 印西市自転車安全・安心利用推進に関する協定

印西市（以下「甲」という。）と【 締結先企業等 】（以下「乙」という。）は、印西市自転車の安全・安心利用に関する条例（平成24年条例第25号）に基づく自転車の安全・安心な利用推進に関し、相互の協力について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互協力による高い信頼と協力関係を基本とし、自転車利用者の運転意識、自転車損害保険等の加入率の向上及び自転車に起因する事故の未然防止などに資するための必要な情報（以下「交通安全関連情報等」という。）の共有を図るとともに、乙の多様なサービスを通じて市民等への情報発信等を行うことにより、印西市における自転車の安全・安心な利用を推進することを目的とする。

### （協力内容）

第2条 甲は、乙に対し、交通安全関連情報等について、適宜提供を行うものとする。

2 乙は、市民等に対し、甲から提供を受けた交通安全関連情報等を活用するなどし、自転車を利用する際の乗車用ヘルメットの着用促進、自転車損害保険等への加入についての啓発並びに自転車に起因する交通事故の未然防止について積極的な情報発信及び助言などを行い、活動を通じて得られた反響などについて甲及び乙と情報共有を図るものとする。

3 本協定の運用に当たっては、甲は、本協定の内容を広報等により円滑な運用がなされるように努め、乙は前項の内容を社内、業務提携先会社等に周知するものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、甲及び乙のいずれかから協定終了の申し出がない限り、更に1年間延長するものとし、以降についても同様とする。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(協議事項)

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が適宜の方法により協議の上、解決する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 千葉県印西市大森2364番地2

千葉県印西市

印西市長 板倉正直

乙 【 締結先企業等 】